

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	3・3・83山本通予備修正検討業務	
発 注 課	建) 土木部道路課	
選 定 事 業 者	北武コンサルタント株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>当初、平成24年度に実施した「3・3・83山本通予備検討業務」では、山本跨線橋の設計条件について、周辺道路構造条件等を勘案し、既設橋の道路縦断線形は変更せず、新橋については既設橋と同一の道路縦断線形を設計条件とし、北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という。）と協議のうえ検討を進めていた。</p> <p>しかしながら、平成28年度に実施した「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通山本跨線橋橋梁実施設計」において、再度 JR北海道と協議を重ねた結果、維持管理面からも JR跨線部の桁下高さの確保が必要となり、当初計画の道路縦断線形を一部変更し、山本跨線橋の新橋の設計を実施している。</p> <p>山本跨線橋の既設橋についても、維持管理面等から新橋と同一道路縦断線形への変更が必要であることから、平成24年度に実施した山本跨線橋の既設橋の予備検討内容を一部修正する必要が生じた。</p> <p>この業務を行うにあたって、予備検討業務及び新橋の実実施設計の受託者は現地状況及び設計内容を熟知しており、委託費削減及び検討期間の短縮を図ることができることから、当該業者を特定することとしたい。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）	
決 定 日	令和元年8月27日	